

各検診をお受けになるみなさまへ

《次の人には受診料が無料になります》

- 各種がん検診等（大腸がん検診は無料になりません）（問い合わせ先：保健所健康課 226-9962）
 - 「高齢受給者証」または「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちの人（「福祉医療費受給者証」は対象外）（胃内視鏡検診は無料になりません）
検診時に必ず提示してください。
＊「高齢受給者証」は、70歳となった日の翌月（1日生まれの人は70歳となった月）の1日から使用できます。
 - 市民税非課税世帯の人 ※世帯全員が市民税非課税の人をいう。（事前に手続きが必要です）
検診時に「世帯状況等確認書」を提出してください。「世帯状況等確認書」は、運転免許証等本人確認のできる証書を持参の上、市役所「健康課窓口」、市保健所健康課、保健センターまたは支所で発行の手続きをしてください。
※令和5年1月2日以降に長野市に転入した人は、以前にお住まいの自治体が発行した課税内容証明が世帯全員分必要となります。
 - 生活保護受給者（事前に手続きが必要です）
生活支援課または福祉政策課篠ノ井分室で「生活保護受給証明書」を発行して検診時に提出してください。
 - 特定中国残留邦人等支援給付受給者
検診時に「本人確認証」を提示してください。
- ※検診時に提出または提示がない場合には無料とはなりませんのでご注意ください。
※「世帯状況等確認書」および「生活保護受給証明書」は、各検診ごとに必要です。

- 長野市国保特定健診・30歳代の国保健診（問い合わせ先：国保・高齢者医療課 224-7241）
 - 今年度70歳以上の人
 - 市民税非課税世帯の人（世帯主およびその世帯の長野市国民健康保険加入者全員が市民税非課税の人をいう）
令和5年度に新たに市民税非課税世帯となった人は、6月下旬以降に受診券と保険証をお持ちになり、受診前に国保・高齢者医療課または支所で「自己負担額減免申請書」の手続きをしてください。
ただし、令和4年度市民税非課税世帯の人は、4月末に郵送される受診券の自己負担額欄に0円と記載されますので手続き不要です。
 - 勤め先の都合（倒産・解雇等）により離職した人で、3月2日以降「非自発的失業者にかかる給与所得軽減申請」をされた場合、健診受診料が無料になる場合があります。
- 後期高齢者健診
 - 後期高齢者健診の対象の人

聴覚障害のある人をはじめ、 電話での相談が難しい人に向けた申込について

コールセンターへの電話による申し込みが難しい人は、
長野市のホームページに掲載している相談票にご記入の上、
長野市保健所へFAXまたはメールにてご連絡ください。
※ご希望の日時に添えないこともあります。

